

鳥取県告示第718号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成20年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
鳥取特定猟具（銃器） 使用禁止区域	鳥取市丸山町地内の県道伏野覚寺線の丸山橋東詰を起点とし、起点から同県道を南西及び西方に進み、溝川橋西詰に至り、同橋から溝川の左岸を北方に進み、海岸線に至り、これを東方に進み、塩見川に至り、同川の左岸を南方に進み、国道9号に至り、同国道を南西に進み、市道浜湯山県線に至り、同市道を西方に進み、県道湯山鳥取線に至り、同県道を南西に進み、市道湯山多鯰ガ池線に至り、同市道を南方に進み、市道覚寺福部線に至り、同市道を南方に進み、杣道（通称覚寺越）に至り、同杣道を南方に進み、県道一本松覚寺線に至り、同県道を東方に進み、通称背谷に至り、同谷を南東に進み、高聳山山頂に至り、同山頂より高聳山稜線を南東及び南西に進み、鳥取森林管理署旧城山国有林の石標340号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南西に進み、同国有林の石標379号に至り、同石標から同国有林と民有林との境界を南方に進み、同国有林の石標394号に至り、同石標から山林と耕地との境界を北西に進み、市道円護寺4号線に至り、同市道を北西に進み、市道天徳寺通りに至り、同市道を北東に進み、市道円護寺覚寺線に至り、同市道を北西に進み、市道覚寺円護寺線に至り、同市道を西方に進み、市道覚寺13号線に至り、同市道を南西に進み、八幡池堤防の東端に至り、同堤防を北西及び南西に進み、同堤防の西端に至り、同所と市道丸山7号線の終点とを直線で結んだ線を南西に進み、同市道終点に至り、同市道を南西に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を南西に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	平成20年11月1日から 平成30年10月31日まで
大山特定猟具（銃器） 使用禁止区域	西伯郡伯耆町小林字五反田7-1、7-3及び7-5から7-19まで、字頭ナシ原8-1、8-2及び8-7から8-11まで、字頭ナシ10、10-2、11、12-1、17-2、18及び19、字堤谿676-1及び676-12から676-42まで、字五反田20、21-1から21-3まで及び22、字向南原654-1から654-45まで、660-1から660-4まで及び660-6から660-11まで、字南原698-1、698-3から698-56まで、704-1から704-7まで、705-1、705-4及び705-5、字南原上691-1から691-58まで、金屋谷字水無原4-3、4-4、4-13、4-17から4-43まで、4-45、4-48から4-52まで、4-57、1681-1から1681-55まで、1685-1、1685-2、1686-1、1686-2、1687、1688、1689-1から1689-29まで、1691-13及び1691-14並びに字宝殿原1692-1から1692-67まで	〃

<p>県営生山採取園特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>日野郡日南町生山字板井谷山313-31から313-33まで及び313-35から313-37まで</p>	<p>〃</p>
<p>勝田川特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>東伯郡琴浦町大字湯坂地内の町道湯坂新道2号線と町道梅田選果場線との交点を起点とし、起点から町道梅田選果場線を東方に進み、町道出上赤碕線に至り、同町道を南方に進み、県道船上山赤碕線に至り、同県道を南方に進み、町道宮木中線に至り、同町道を西方に進み、町道以西小学校線に至り、同町道を南方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、通称高岡河原田農道に至り、同農道を北方に進み、町道佐崎線に至り、同町道を北方に進み、町道立子大熊線に至り、同町道を西方に進み、町道勤労体育館線に至り、同町道を北方に進み、町道筥津国主線に至り、同町道を北方に進み、町道光部落3号線に至り、同町道を北方に進み、通称光部落西農道に至り、同農道を北方に進み、県道赤碕大山線に至り、同県道を東方に進み、町道筥津国主線に至り、同町道を北方に進み、湯坂新道6号線に至り、同町道を西方に進み、町道湯坂新道2号線に至り、同町道を北方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>福原特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>西伯郡伯耆町久古地内の町道岸本大原線と町道久古5号線の交点を起点とし、起点から町道久古5号線を北方に進み、県道米子丸山線に至り、同県道を東方向に進み、町道須村4号線に至り、同町道を南方向へ進み、町道岸本大原線に至り、同町道を西方向へ進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>